

当面の本市の取り組みについて

本部長

国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の解除、これに伴う宮城県によるリバウンド防止対策を受け、本市において以下の取り組みを実施。

1 市民、事業者への周知、呼び掛け

- ・リバウンド防止徹底期間について市民へ周知
- ・混雑した場所への外出を極力減らすとともに、外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、三密や5つの場面等を避けるよう呼び掛け
- ・県外との不要不急の往来の自粛を呼び掛け
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えることの周知
- ・飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事の自粛及び会話の際のマスク着用などの基本的な感染予防対策の徹底を呼び掛け
- ・飲食店の求める感染防止策に積極的に協力するよう呼び掛け
- ・路上・公園等における集団飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を呼び掛け
- ・ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染防止策を徹底するよう呼び掛け
- ・少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控えるよう呼び掛け

2 協力金や支援金等の事業者支援策の実施

- ・感染症拡大防止協力金及び時短要請等関連事業者支援金の円滑な支給
- ・問い合わせ専用ダイヤル、申請書作成支援窓口等を通じた丁寧な対応と制度の周知広報
- ・事業者の資金繰りや事業継続を支援する各種施策の実施

3 PCR検査等の実施

- ・高齢者関連施設等（入所系、通所系、訪問系）の職員を対象とした検査
- ・感染の拡大や感染源を早期に探知できるよう、事業所、大学等を対象としたモニタリング検査

- ・ 飲食店の従業員を対象とした店舗単位での検査（令和3年12月31日まで受付期間延長）
- ・ 県内に居住している方を対象にした民間事業者との連携による検査

4 市民利用施設等における感染防止対策の実施

- ・ 市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインに基づき感染防止対策を継続

5 ワクチン接種の着実な推進

- ・ 働く世代や若い世代に対する接種の推進（毎週水曜日と木曜日に2つの会場で夜間接種を実施するとともに、9月26日に満12歳から15歳に限定した予約受付を行い、10月16日、17日の両日で接種を実施）

6 県の第三者認証制度の周知等への協力

- ・ 接待を伴う飲食店等の認証対象への追加や、基準の一部見直しが行なされる県の認証制度について、制度周知等必要な協力を実施

7 全庁応援体制の継続

- ・ 感染状況や、保健所及び支所の業務量に応じた応援職員の配置